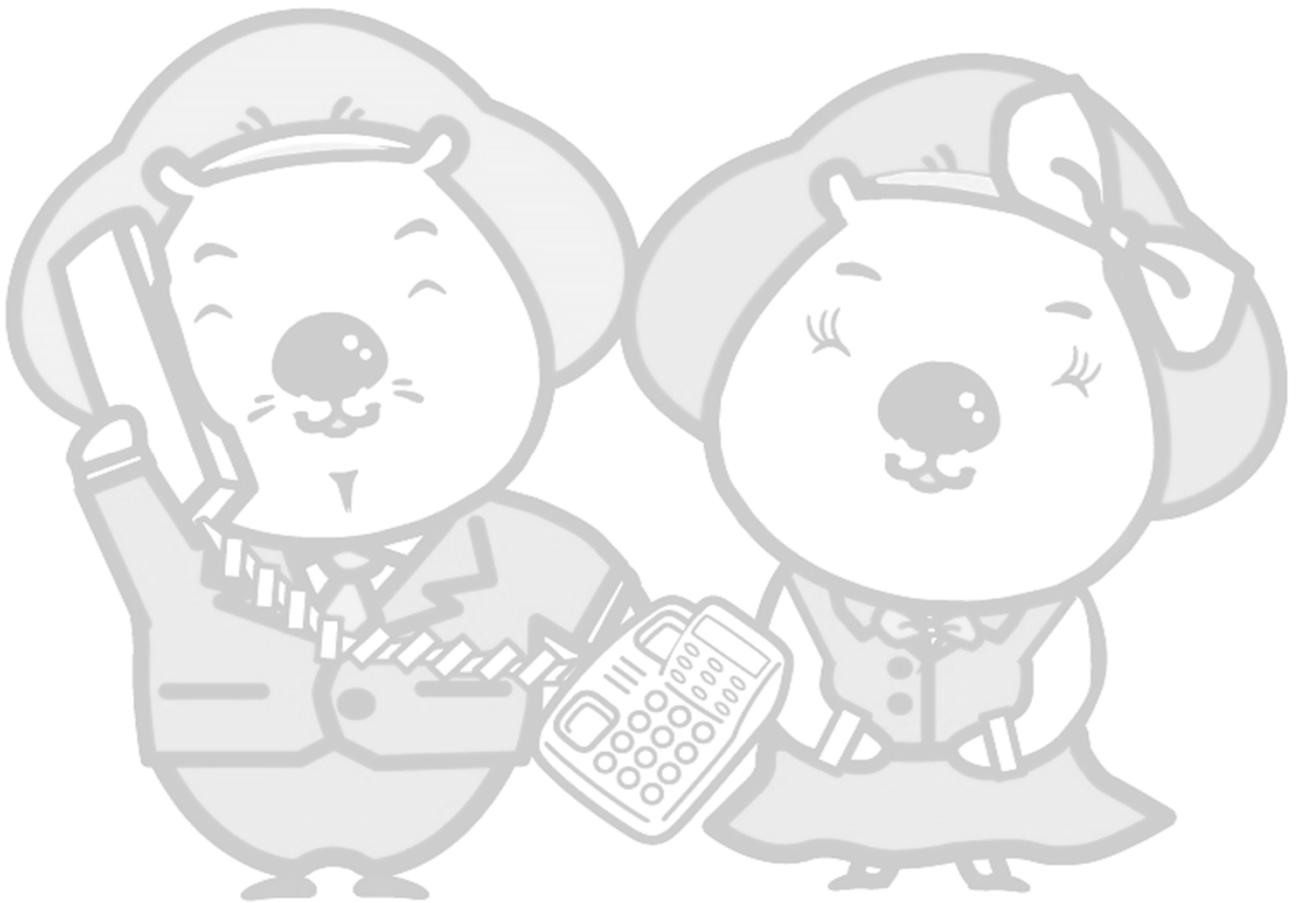


池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和元(2019)年度 中間報告



令和2年3月
池田市

目次

Contents

| | | |
|---|-----------------------|---|
| I | 池田市行財政改革推進プランⅢの概要 | 1 |
| | 1 策定の趣旨 | 1 |
| | 2 改革期間 | 1 |
| | 3 改革の推進事項（4つの施策と12項目） | 1 |
| | 4 改革の目標 | 1 |

| | | |
|----|----------------------|---|
| II | 令和元年度中間報告 | 2 |
| | 1 目標に係る各種数値の推移 | 2 |
| | 2 中期目標に係る数値の推移 | 3 |
| | 3 令和元年度9月末時点における取組状況 | 4 |

| | | |
|--|----------|----|
| | 【資料】用語解説 | 23 |
|--|----------|----|

凡例

*○○○○※：【資料】用語解説に記載がある用語を示しています。

I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

（1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

（2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

（3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

（4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

4 改革の目標

（1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

（2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

II 令和元年度中間報告

令和元年度中間報告は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

1 目標に係る各種数値の推移

(令和元年9月30日時点で未確定の数値については「－」を記載しています。)

(1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位：百万円)

| 区 分 | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実 績 | 5,348 | － | － | － | － |

(2) 経常収支比率※の推移 (単位：%)

| 区 分 | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実 績 | 94.7 | － | － | － | － |
| (参考) | 全国 市町村平均 | － | － | － | － |
| | 大阪府内 市町村平均 | － | － | － | － |

<参考>健全化判断比率 (単位：%)

| 区 分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 平成30年度 | － | － | 5.5 | 3.0 |
| 早期健全化基準 | 12.36 | 17.36 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額が算定されないため「－」を表示しています。

(3) 一般会計※実働職員数※(各年4月1日)の推移 (単位：人)

| 区 分 | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計職員数 | 604 | 604 | － | － | － |
| 療養休暇取得 職員数 | 1 | 1 | － | － | － |
| 産前産後・育児 休暇取得職員数 | 11 | 14 | － | － | － |
| 退職者数 | 4 | 4 | － | － | － |
| 実働職員数 | 588 | 585 | － | － | － |

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

（単位：人）

| 区 分 | | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 池田市 | 普通会計 職員数 | 603 | 603 | — | — | — |
| | 人口1万人 当たり 普通会計 職員数 | 58.23 | 58.20 | — | — | — |
| 類似団体 | 普通会計 職員数 | 734 | — | — | — | — |
| | 人口1万人 当たり 普通会計 職員数 | 59.84 | — | — | — | — |

普通会計職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

(4)「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

- 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

令和2年度に導入される会計年度任用職員※制度の適正な運用に向けて、勤務条件の整備を行うとともに、組織として最適と考える任用、勤務形態による人員構成の実現を図りました。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実 績 | 238 | — | — | — | — |
| 臨時財源補てん※ 額を除いた場合 | △166 | — | — | — | — |

<参考>臨時財源補てん※額

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 土地売却 | 4 | — | — | — | — |
| 基金取崩し | 400 | — | — | — | — |
| 計 | 404 | — | — | — | — |

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金に係るもののみを記載しています。

3 令和元年度9月末時点における取組状況

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|--|--|--|--|----|
| 1 開かれた市政の推進 | | | | | | | |
| (1) 市民参画の推進 | | | | | | | |
| ① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。 | | | | | | | |
| | ☆ | | 市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討【秘書・広報課】 | 企画・編集委託業者の作業配分と誌面構成を見直す。 | 広報誌においては、委託業者と協力して作業に取り組むとともに、市民参画についても、市民記者による取材ページ（5月号・9月号）や市民カメラマンによる撮影協力（2回）を実施した。 | 業務委託については、編集の一部と企画の大半を職員側で賄っており、委託のメリットが小さい。 | |
| | ☆ | | 産官学民の連携による地域課題の解決【政策企画課】 | 市内の高校生を対象にして、本市の諸課題をテーマにしたまちづくりワークショップを大阪大学と連携し、開催する。令和元年度はトライアルで、府立池田高校の生徒を対象としたワークショップを行う。 | 大阪大学と企画、調整を行うとともに、府立池田高校の校長ほか担当者へ企画案の説明を行った。 | | |
| | | | 外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】 | <p><ボランティアクラス> 木曜日と土曜日の10時～11時30分</p> <p><教室型クラス> 土曜日の10時～11時30分</p> <p>学習支援ボランティアは養成講座を終了した方を対象とする。保育ボランティアは5名程度。</p> | 23回の日本語教室を開催した。参加者は日本語サロンボランティア278名、学習者339名、保育ボランティア68名、子ども153名。 | | |
| | | | 外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】 | 土曜日の10時～11時40分（第2土曜日は除く） | 利用者 187名。 | | |
| | | | 外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】 | アジア文化交流イベント「いけまるフェスタ」及び、多文化講座を開催する。 | 「いけまるフェスタ」及び、多文化講座「ローンセストン流子育て」「インドネシアガイド」を開催した。参加者 合計321名。 | | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|---|--|---|-----------------------------------|
| | | | | 東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】 | ロシアバレーボールチーム、フランスウィルチェアラグビーチームのホストタウンであることを周知する。 | ロシアの児童との交流事業を行った。 参加者 25名。 | |
| ② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。 | | | | | | | |
| | | | | 防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】 | 防災講座を年3回開催し、市民の防災意識の向上に努める。 | 11月以降に3回開催予定。 | |
| | | | | 各種審議会のメンバーの公募【各部署】 | 適宜、委員の公募を実施する。 | 行財政改革推進委員会委員の公募を行った。 | |
| (2) 広報機能の充実 | | | | | | | |
| ① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。 | | | | | | | |
| | | | | 「広報いけだ」の内容の充実【秘書・広報課】 | 月1回の安定的な発行及び、市民にとって見やすく手に取りやすいデザインを創意工夫していく。 | 写真やイラストを多用するなど視覚的に印象に残る誌面づくりを行った。 | |
| | | | | 「グラフいけだ※」の内容の充実【秘書・広報課】 | 特集ページを掲載し、転入者が楽しめる企画を立案する。 | 市制80周年記念企画「いま」と「むかし」を掲載し、10,000部を発行した。 | |
| | | | | 「暮らしの便利帳※」の官民協働による改定【秘書・広報課】 | 編集に際し、組織再編を見越した記事内容の変更を取りまとめる。 | 令和2年2月より編集業務を予定。 | 紙原料値上げにより、掲載ページ数と発行部数の減が課題となっている。 |
| | | | | 「池田市統計書」の概要版の作成【広聴文書課】 | 令和元年度版統計書の概要版を作成する。 | 概要版作成に必要な資料の収集を行った。 | |
| | | | | 行政防災無線の整備による広報機能の充実【危機管理課】 | 避難情報・気象情報だけでなく、夕方の定時メロディや防犯情報にも活用 | 気象警報2回、訓練（モーターサイレン・Jアラート・自主防災）、防犯（特殊詐欺・拳銃事件）、選挙広報などに活用した。また、平日17時に「夕焼け小焼け」のメロディを放送した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|---|--------------------------------------|--|--|
| ② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。 | | | | | | | |
| | | | ☆ | SNS※の更なる活用による広報活動の推進【秘書・広報課】 | より戦略的に情報発信できるよう、SNSの運用方針策定について検討する。 | 定例的な催しの告知や結果報告、災害時の情報などを週2～3件LINEタイムラインおよびFacebookで発信した。 | |
| | | | | ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信【秘書・広報課】 | ホームページリニューアル業務の公募型プロポーザルを実施する。 | 公募型プロポーザルを実施した。 | |
| | | | ☆ | Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】 | 池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。 | 44件の池田市に関する情報を投稿した。フォロワー数 5,693名。 | 委託料が発生しており、また昨今Facebookのアクティブユーザーが減少傾向にある。 |
| | | | | ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】 | 恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。 | ウェブサイト、LINE、twitter、Facebookで子育て情報やイベントの案内等を発信した。 | |
| | | | | 「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】 | 市民の登録及び活用の向上を図る。 | 登録者数 876名。 | |
| | | | | 消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】 | 消防に関する情報を50回以上発信する。 | 消防に関する情報を37回発信した。 | |
| | | | ☆ | 「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】 | Facebookフォロワーの増加を目指す。 | フォロワー数 26名。 | |
| ③ 地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。 | | | | | | | |
| | | | | 「まちづくり出前講座※」の充実【秘書・広報課】 | 出前講座メニューの見直しを行う。 | 13件の出前講座を実施するとともに、庁内各部署に向け講座メニューの内容確認を行った。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|-----------------------------------|--|---|-------------------------------------|
| ④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。 | | | | | | | |
| | | | | 報道機関への記事提供【秘書・広報課】 | 市政情報やイベント情報を豊中記者クラブへ発信する。 | 53件の情報を発信した。 | |
| | | | | 観光大使※によるPRの実施【空港・観光課】 | 観光大使に、精力的に池田市をPRしてもらうよう促す。 | 11月に行われるイベントに出演いただく予定。 | 12組の著名人等に務めていただいているが、PRの積極性に差が見られる。 |
| ⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。 | | | | | | | |
| | | | | 「声の広報※」の作成・充実【秘書・広報課】 | 音声版広報いけだを声の図書へ委託し、配布する。また、市ホームページでも掲載する。 | 毎月発行し、情報発信を行っている。 | |
| | | | | 転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行【人権・文化国際課】 | 隔年発行のため、発行予定なし。 | 実績なし。 | |
| (3) 広聴機能の充実 | | | | | | | |
| ① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める。 | | | | | | | |
| | | | | 外国人市民向けに「池田くらしの情報※」を発行【人権・文化国際課】 | 隔月で6回発行する。 | 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳し、隔月で発行した。 | |
| | | | | 市民と市長の直接対話の場の充実【各部署】 | 適宜実施する。 | 「新市長と語るタウンミーティング」を11回開催した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|------------------------------------|--|---|----|
| ② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。 | | | | | | | |
| | | | | 経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【広聴文書課】 | 相談件数の多寡でなく、一つ一つの問合せに対し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。 | 要望121件、苦情44件、意見問合せ737件、照会・問合せ865件、陳情・要望書4件。相談者を担当課に引き継ぐときは手戻りのないようにし、また相談者に同じ内容を何回も説明させることのないよう努めた。 | |
| ③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。 | | | | | | | |
| | | | | 法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【広聴文書課】 | 法律相談49回、司法書士相談34回、行政書士相談12回、土地家屋調査士相談12回、大学生による法律相談5回、宅地建物取引士相談11回 | 法律相談25回、司法書士相談17回、行政書士相談6回、土地家屋調査士相談6回、大学生による法律相談2回、宅地建物取引士相談6回 | |
| (4) 情報公開などの充実 | | | | | | | |
| ① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。 | | | | | | | |
| | | | | 行政情報コーナーの充実【広聴文書課】 | 行政情報コーナーが行政文書にかかる情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録の整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。 | 情報公開目録は3か月毎に更新した。情報公開件数46件、個人情報開示件数30件、審査請求件数0件。 | |
| | | | | 審議会などの会議の公開の推進【各部署】 | 情報公開の精神に則り、審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。 | 池田市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、調査対象となる審議会等に対し、平成30年度の開催状況の調査を実施した。 | |
| ② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。 | | | | | | | |
| | | | | パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保【各部署】 | 池田市パブリックコメント手続要綱に基づき、パブリックコメント手続の対象となる計画等の案の趣旨、内容等を広く公表するなど、適切なパブリックコメントの実施に努める。 | 3件のパブリックコメントを実施し、20人から38件の意見を得た。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|--|---|---|----|
| | | | | 市民意識調査の実施【各部署】 | 適宜、市民意識調査を実施する。 | 実績なし。 | |
| 2 健全な行財政運営の推進 | | | | | | | |
| (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保 | | | | | | | |
| ① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。 | | | | | | | |
| | | | | 「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知【地域分権・協働課】 | 地域分権活動発表会を開催する。 | 発表会の企画を立案した。 | |
| | | | | 地域分権制度※の市民意識調査の実施【地域分権・協働課】 | 令和2年度以降の実施について検討する。 | 実績なし。 | |
| | | | | 市民ニーズに応じた提案事業の実施【地域分権・協働課】 | 各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった205事業（予算総額94,330千円）を順次実施する。 | 順次事業を実施している。 | |
| | | | | 地域分権推進基金の活用【地域分権・協働課】 | 地域コミュニティ推進協議会の合計で、12,379千円の積立、5,460千円の取崩しを行う。 | 令和元年度末に執行予定。 | |
| ② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。 | | | | | | | |
| | | | | 旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用への検討【危機管理課】 | 防災備蓄倉庫を建築する。 | 解体工事完了後に造成工事を行い、倉庫の建築を行う予定。 | |
| | | | | AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【総務課】 | RPA※やAIを活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を行う。 | 幼児保育課からRPA導入に向けての相談を受け、確認・調整を行い、構築を進めた。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|---|---|---|-------------------------------|
| | | | | 阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】 | 周辺地域の大气汚染状況や、近隣自治体における監視状況の取りまとめを行う。 | 大気汚染に係る情報の収集を行った。 | |
| | | | | ごみ排出量の削減【環境政策課】 | ごみ排出量の削減に向け、「池田市一般廃棄物処理基本計画」及び「池田市新環境基本計画」に基づき、各種施策を実施していくとともに、リサイクル率の向上に努める。 | 3Rに関する環境教育、ごみゼロの日や美化事業の実施など、ごみ排出量の削減に向けた各種施策を実施した。 | |
| | | | ☆ | 家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】 | 可燃ごみ1地区の民間委託を実施する。 | 指名競争入札により委託事業者を決定し、引継ぎ作業を完了した。 | 委託契約金額が高騰しており、委託のメリットが縮小している。 |
| | | | ☆ | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】 | 受託事業者の決定など、民間委託に向けた準備を行う。 | 受託事業者を選定した。 | |
| | | | | 認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】 | 児童の登降園状況を保育システムで管理する。 | 保育システムを導入し、運用を実施した。 | |
| | | | ☆ | AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】 | 選考所要時間を短縮し、人件費相当額を50%削減する。また、令和2年4月入所分の選考結果通知を、例年より1ヶ月早期化する。 | 平成31年4月入所選考結果を用いて、AIによる入所判定結果との比較を行う実証実験に着手した。 | |
| | | | | 新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【保健給食課】 | 新学校給食センター建設工事を実施する。 | 建設工事に着手し、新学校給食センターの運営や現学校給食センターについて検討した。 | |
| ③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。 | | | | | | | |
| | | | ☆ | 指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】 | 指定管理者制度を含めた公民連携の導入に係るガイドラインを整備する。 | 制度運用の中で生じた検討事項に対して一定の整理を行うとともに、他自治体における条例及び規則並びにガイドライン等の事例を確認する等の情報収集、検討に努めた。 | |
| | | | | 猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効率的かつ効果的な公の施設※の運用【公園みどり課】 | 指定管理者の公募、選定を行う。 | 指定管理者の公募を行った。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|---|--|--|-------------------------------|
| | | | ☆ | 家庭ごみ収集業務の委託拡充（再掲）【業務センター】 | 可燃ごみ1地区の民間委託を実施する。 | 指名競争入札により委託事業者を決定し、引継ぎ作業を完了した。 | 委託契約金額が高騰しており、委託のメリットが縮小している。 |
| | | | ☆ | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討（再掲）【クリーンセンター】 | 受託事業者の決定など、民間委託に向けた準備を行う。 | 受託事業者を選定した。 | |
| | | | ☆ | 五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課】 | 平成31年4月より民営化するとともに、令和2年4月の新施設移転に向けて、民営化事業者が移転先の施設整備を行う。また引継ぎ状況の確認等のため、適宜、三者協議会（市、民営化事業者及び保護者で構成）を開催する。 | 平成31年4月より民間保育所として運営しており、民営化事業者により移転先の施設整備に着手した。 | |
| | | | | 市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【まちづくり・交通課】 | 指定管理者制度導入のため、指定管理者の指定を行う。 | 指定管理者制度導入の検討を行った。 | |
| | | | ☆ | 市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【まちづくり・交通課】 | 指定管理者制度導入のため、指定管理者の指定を行う。 | 指定管理者の公募を行った。 | |
| | | | | 学校給食センターの運営の民間委託の検討【保健給食課】 | 新学校給食センターの円滑な運営を行うため、委託事業者と協議を行う。 | 委託事業者との協議を行った。 | |
| | | | ☆ | 分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館】 | 指定管理者制度等を導入した場合の費用対効果、図書館サービスの質についての検証を行う。 | 実績なし。 | |
| ④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う | | | | | | | |
| | | | ☆ | 共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【行財政改革推進課】 | 公共施設等マネジメント指針の策定・公表、石橋地域拠点施設・池田地域交流センターの設計業務、天神会館解体・北豊島分団詰所建築。 | 公共施設等マネジメント指針の策定・公表を行った。また、天神会館解体工事を実施した。 | |
| | | | | 個別施設等適正管理推進事業債を活用する施設について個別施設計画※の更新【行財政改革推進課】 | 公共施設等適正管理推進事業債を活用する施設について個別施設計画を策定し、また全庁的な個別施設計画策定に関する説明会を実施する。 | 共同利用施設、コミュニティセンター、総合スポーツセンターの個別施設計画案について大阪府と協議し、内容を合意した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|----|----|-------|----|---|--|---|---|
| | | | ☆ | 敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】 | 再編整備に必要な土地の測量・境界確定などを実施する。 | プロジェクトチーム会議を2回実施し、今後のスケジュールと必要な取組を再確認した。 | 敬老の里プロジェクトを取り巻く環境の変化により、当初の予定より一年後ろ倒しのスケジュールになる見込み。 |
| | | | | 立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【まちづくり・交通課】 | 各種誘導施策の進行管理、阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画の変更（公園用地の見直し）を行う。 | 都市再生整備計画※の変更に係る事前相談のため、計画変更案を国へ提出した。 | |
| | | | | 都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課】【まちづくり・交通課】 | 公園用地を取得する。 | 公園の位置変更に伴う都市再生整備計画変更の事前相談を実施した。また、公園用地取得に向けた調査業務を実施した。 | 池田保健所用地での公園整備を見直す。 |
| | | | ☆ | 低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】 | 既設建造物の撤去、造成工事、耐震性貯水槽の設置、防災備蓄倉庫の工事着手を行う。 | 既設建造物の撤去を完了し、造成工事に着手した。 | |
| | | | | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】 | 今後の水需要の減少に対し、施設更新時期や広域化の動向を踏まえ、ダウンサイジングを検討する。 | 広域化の動向を確認した。 | |
| | | | | 池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】 | 大阪府、豊中市と協議し、原田処理場への統合の調整を図る。 | 統合についての打ち合わせを2回実施した。統合にあたり、「原田処理場の処理能力増設工事に多額の費用が必要となり、他の施設の改修費用を圧迫するため、現時点での統合は行わない。」との見解が大阪府より示された。今後、工事財源となる国の交付金の動向に注視していく。 | |
| | | | | 長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】 | ESCO事業※等、事業スキームの検討を行う。 | 修繕計画等に基づき、事業スキームを検討した。 | |
| | | | ☆ | 学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【総務・学務課】 | 学校施設の長寿命化計画を策定する。 | 各学校施設の構造躯体の健全性及び躯体以外の劣化状況・今後の維持更新コストの把握など、施設情報の整理に着手するための準備を行った。 | |
| | | | | 新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進【保健給食課】 | 新学校給食センターで使用する食材を検討する。 | 使用する食材の量等を検討した。 | 地産地消の観点から、地場産食材の活用は実施しているが、大量調理に必要な量の確保が課題である。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|--|--|--|--------------|
| ⑤ 予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う | | | | | | | |
| | | | | 決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】 | 市長・副市長ヒアリングの実施についてその実効性を高めるべく、新たな手法で実施するための検討を行う。 | 行政評価の枠組み及び手法について他自治体の事例収集等を実施した。各部局の一定の事務について事務事業評価結果を活用の上、市長・副市長の参加する池田市行財政改革推進本部会議のもとで今後の事業の見直しの方向性を示した。 | |
| | | | | 決算に係る事務事業評価※の実施【行財政改革推進課】 | みんなでつくるまちの基本条例に基づき、平成30年度実施事業に対する事務事業評価を実施し、その結果を公表する。本市の行政評価が一層有意義なものとなるよう新たな手法を検討する。 | 一部の対象外事業を除く全514事業を対象に事務事業評価を実施した。行政評価の枠組み及び手法について他自治体の事例収集等を実施し、評価手法のみなおしのための検討を行った。 | |
| ⑥ 公営企業改革 | | | | | | | |
| | | | | 水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】 | 水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。 | 内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。 | |
| | ☆ | | | 低区配水池※の跡地活用の検討（再掲）【水道工務課】 | 既設構造物の撤去、造成工事、耐震性貯水槽の設置、防災備蓄倉庫の工事着手を行う。 | 既設構造物の撤去を完了し、造成工事に着手した。 | |
| | | | | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）【浄水課】 | 今後の水需要の減少に対し、施設更新時期や広域化の動向を踏まえ、ダウンサイジングを検討する。 | 広域化の動向を確認した。 | |
| | | | | 下水処理施設の運用見直し【水質管理課】 | 薬品使用量の低減を目指し、消毒剤の注入による放流水質と消毒効果の相関データを確立するため、実験計画を検討する。令和元年度は予備実験を行い、検証計画の確立を図る。 | 検証計画素案を作成した。 | プランⅢに未掲載の取組。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|---|------------|-------|----|-----------------------------------|---|---|----|
| | | | | 池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討（再掲）【下水処理場】 | 大阪府、豊中市と協議し、原田処理場への統合の調整を図る。 | 統合についての打ち合わせを2回実施した。統合にあたり、「原田処理場の処理能力増設工事に多額の費用が必要となり、他の施設の改修費用を圧迫するため、現時点での統合は行わない。」との見解が大阪府より示された。今後、工事財源となる国の交付金の動向に注視していく。 | |
| | | | ☆ | 診療機能の向上による収支状況の改善【市立池田病院経営企画室】 | 積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。 | 従前から「断らない救急」を掲げて救急搬送を積極的に受け入れるとともに、かかりつけ医との紹介・逆紹介を密に行うなどにより、患者数は増加傾向にある。 | |
| | (2) 歳入※の確保 | | | | | | |
| ① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。 | | | | | | | |
| | | | ☆ | 多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】 | 地方税共通納税システムの円滑な導入、スマートフォンアプリによる納付及びクレジットカードによる納付環境整備等の検討を行う。 | 地方税共通納税システムの認定委託事業者（通信業者）選定及び導入準備、スマートフォンアプリ（PayB※）による納付環境の導入及び運用開始、口座振替登録の簡便化及びクレジットカード納付に関する業者ヒアリング等の調査研究を行った。 | |
| | | | | 現年徴収率※向上と納期内納付の定着【納税課】 | 現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年度納付率99.20%を目指す。 | 個人住民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の現年滞納者へ1,196件のショートメッセージを送信した。 | |
| | | | | 滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】 | 令和2年度のシステム更新に向けて検討を行う。 | 税基幹システム系業者のセミナーに参加し、情報収集を行った。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|---|---|--|----|
| | | | | 弁護士（任期付短時間勤務職員※）による滞納整理の推進【債権回収センター】 | 市税及び国民健康保険料の高額滞納案件について納付折衝・滞納処分を実施する。また、市全般の債権債務に関する相談を受け、助言・指導を行う。 | 処理中の事案について折衝を行い、徴収又は滞納処分を実施した。収納対策連絡会議に出席し構成員からの質問への回答を行った。 | |
| | | | | 債権管理条例※に基づく市債権の適正管理【債権回収センター】 | 債権管理条例に基づいた適正な債権管理実現のための情報や様式の提供と全庁的な徴収率の向上を図る。 | 徴収担当課にヒアリングを実施し、事案の協議を行うとともに課題改善案を提示した。また、債権放棄実施のための工程を提示した。 | |
| ② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。 | | | | | | | |
| | | | | 徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携【納税課】 | 債権回収センターとの協議、事案に応じ庁内、税務署及び府税事務所等との連携を図る。 | 府税事務所依頼分の自動車税納期周知協力（ポスター掲示）と府税・市税の納期周知（館内放送）の共同実施、債権回収センターとの協議を実施した。 | |
| | | | | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】 | 徴収機構との併任職員が得た折衝技術と新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収業務に取り入れ、徴収技術の向上を図る。 | 引継ぎを実施した113件の事案に対し、徴収機構から引継書を送付し、原則一括納付若しくは早期完納により納付折衝を行い、納付・相談と異なる事案は、滞納処分を行った。 | |
| | | | | 債権管理条例※に基づく市債権の適正管理（再掲）【債権回収センター】 | 債権管理条例に基づいた適正な債権管理実現のための情報や様式の提供と全庁的な徴収率の向上を図る。 | 徴収担当課にヒアリングを実施し、事案の協議を行うとともに課題改善案を提示した。また、債権放棄実施のための工程を提示した。 | |
| ③ 使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえるようなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。 | | | | | | | |
| | | | | 消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】 | 消費税増税、その他の社会動向を見据えつつ、各使用料・手数料について見直しの検討を行う。 | 利用料金制を採用する公共施設の使用料について、消費税率の変更を反映する改定がなされた。また、それ以外の施設の使用料について試算を行った。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|-------------------------------------|----|-------|----|--------------------------------------|---|--|---|
| | | | | 水道料金及び下水道使用料の見直しの検討（再掲）【上下水道部経営企画室】 | 水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。 | 内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。 | |
| ④ ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。 | | | | | | | |
| | | | | 新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】 | 税外収入の事例を収集し、本市での導入可能性について検討する。 | 公共施設の再編に伴い、デジタルサイネージの導入による広告料収入の確保について検討した。 | |
| | | | | 市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】 | 活用または売却可能な物件が出れば、随時処理していく。 | 売却予定地の売却に向けた準備を進めた。 | |
| | | | | 法定外公共物※（里道・水路など）の払下申請に基づく売却【総務課】 | 売却可能な物件が出れば、随時処理していく。 | 7件売却 5,841,000円。 | |
| | | | | ふるさと納税制度の活用によるみんなでつくるまちの寄付の募集【地域活性課】 | 寄附金 200,000,000円。 | 寄附金 26,539,320円（達成率13.27%）。 | 改正地方税法の施行に伴い、本市ゆかりの返礼品の一部が提供できなくなるなどの問題が生じており、令和元年度の寄附金収入は大幅な減が見込まれる。 |
| | | | ☆ | 診療機能の向上による収支状況の改善（再掲）【市立池田病院経営企画室】 | 積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。 | 従前から「断らない救急」を掲げて救急搬送を積極的に受け入れるとともに、かかりつけ医との紹介・逆紹介を密に行うなどにより、患者数は増加傾向にある。 | |
| | | | | 自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】 | 行政財産目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。 | 申請に応じて目的外使用許可を行い、使用料を徴収した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|----|-----|-------|----|--|--|--|----|
| | (3) | | | 活力ある組織づくりと適正な人事管理 | | | |
| | | | | ① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。 | | | |
| | | | | 多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上【人事課】 | 会計年度任用職員制度の導入へ向け、関係条例を9月議会に上程し、可決を得る。 | 関係条例を9月議会に上程し、可決を得た。 | |
| | | | | 市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施【行財政改革推進課】 | 現行体制における各部署の課題の抽出とその解決のために有効な組織編制を検討する。 | 市長の交代に伴い、新体制における政策を推進する体制を構築するため、令和2年度当初の組織改正に向けて各部署の意見聴取や組織案の作成を行った。 | |
| | | | | ② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。 | | | |
| | | | | 研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】 | 階層別研修を実施する。また、いけだウォンバット塾を企画し実施する。 | 新規採用職員・新任副主幹・新任課長・技能職対象研修を実施した。また、いけだウォンバット塾を3回実施し、延べ132名が参加した。 | |
| | | | | ③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。 | | | |
| | | | | 人事評価制度の充実と人事管理への活用【人事課】 | 人事評価システムを活用した人事評価を実施。合わせてサブシステム（部下による上司のマネジメント能力チェック等）の下期実施を目指す。 | 新任課長・主幹・副主幹を対象に計3回制度説明会を実施。サブシステム実施に向け研究会を実施するため、各職種の職員と協力して人事課案を作成した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|--|--|---|-------------------------------------|
| 3 広域行政の推進 | | | | | | | |
| (1) 他市町との連携の強化 | | | | | | | |
| ① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。 | | | | | | | |
| | | | | 北摂市長会※における共通課題の調査・検討【政策企画課】 | 北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営にかかわる項目について議論していく。また、8月の総会まで幹事市として会議運営等を行う。 | 幹事市として事務担当者会を2回行い、総会を開催した。また、幹事市の事務引継後の事務担当者会において、大阪府政に対する要望について議論を行った。 | |
| | | | | 豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【政策企画課】 | 豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。 | 事務担当者会を2回行い、総会を開催した。また、広域PRについて検討を行った。 | |
| ② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。 | | | | | | | |
| | | | | 2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【政策企画課】 | 共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。 | 2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務マニュアル作成に向けて検討を行った。 | |
| | | | | 3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】 | 豊能広域（3市2町）の広域的地域をPRする。 | 実績なし。 | 協議会の令和2年度以降の方向性について、構成市町間で協議を行っている。 |
| | | ☆ | | 豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討【消防本部総務課】 | 豊中市とは年2回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討する。また、より良い人材確保のため、8月に豊中市と合同採用説明会を実施する。更に、近隣市と指令業務共同運用検討会を立ち上げ、さらなる連携に向けて検討する。 | 豊中市と合同採用説明会を実施し、参加者の多くが採用試験を受験している。また、近隣市と指令業務共同運用検討会を立ち上げ、8月に第1回の検討会を実施した。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|-------------|-----|-------|----|---|--|--|----------------------------------|
| | (2) | | | 国や府との協力関係の強化 | | | |
| | | | | ① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める。 | | | |
| | | | | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】 | 徴収機構との併任職員が得た折衝技術と新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収業務に取り入れ、徴収技術の向上を図る。 | 引継ぎを実施した113件の事案に対し、徴収機構から引継書を送付し、原則一括納付若しくは早期完納により納付折衝を行い、納付・相談と異なる事案は、滞納処分を行った。 | |
| | | | | ② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。 | | | |
| | | | | 「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【政策企画課】 | 権限移譲※事務を処理するとともに、未移譲事務の取り扱いや懸案事項等について、随時対応する。 | 権限移譲事務を処理するとともに、権限移譲事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。 | |
| | | | | 池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】 | 池田保健所の移転先である、保健福祉総合センターの改修工事設計を行う。 | 保健福祉総合センターの構造検討を実施した。 | プランⅢ策定時に予定していた、池田保健所の移転は見直しとなった。 |
| | | | | 都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】 | 市街化調整区域における開発許可等について、定型的な処理が可能なものは、開発審査会での審議を経ずに許可できるように条例を改正する。 | 5月1日より改正条例を施行し、事務処理を効率化した。 | |
| 4 情報通信技術の活用 | | | | | | | |
| | (1) | | | 情報システムの機能強化 | | | |
| | | | | ① 電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。 | | | |
| | | | | スポーツ施設予約案内システムの運用【総務課】 | スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。 | 安定した稼働および効率的な運用を行うよう努めた。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|--|--|---|----|
| | | | | ホームページからの電子申請サービスの充実【総務課】 | 周辺自治体等の電子申請導入状況を注視するとともに、本市の現行の手続きの状況に鑑み、各種手続きの電子化の可否を検討する。 | 各種手続きについて電子化及び、すでに電子化されている手続きの利便性向上について検討した。 | |
| ② 統合型GIS※の多機能化に努める。 | | | | | | | |
| | | | | 統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【総務課】 | 統合型GISの多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。 | 業務の洗い出しを実施し、システムの利用拡大を図った。 | |
| ③ 窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。 | | | | | | | |
| | | | | AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）【総務課】 | RPA※やAIを活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を行う。 | 幼児保育課からRPA導入に向けての相談を受け、確認・調整を行い、構築を進めた。 | |
| | | | | 母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】 | 母子健康管理システムに、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。 | 毎月の母子保健事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査等）の健診結果等の入力を行った。 | |
| | | | ☆ | AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）【幼児保育課】 | 選考所要時間を短縮し、人件費相当額を50%削減する。また、令和2年4月入所分の選考結果通知を、例年より1ヶ月早期化する。 | 平成31年4月入所選考結果を用いて、AIによる入所判定結果との比較を行う実証実験に着手した。 | |
| ④ 住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報系システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。 | | | | | | | |
| | | | | 各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【総務課】 | 新基幹系システムの安定稼働及び総合福祉システムの更新を完了する。 | 新基幹系システムの更新を終え、安定稼働に努めた。また、総合福祉システムに関して、各業務ごとに調整を行いながら構築を進めた。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|----|-----|-------|----|---|--------------------------------------|--|----|
| | (2) | | | 行政情報の活用的高度化 | | | |
| | | | | ① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。 | | | |
| | | | ☆ | SNS※の更なる活用による広報活動の推進（再掲）【秘書・広報課】 | より戦略的に情報発信できるよう、SNSの運用方針策定について検討する。 | 定例的な催しの告知や結果報告、災害時の情報などを週2～3件LINEタイムラインおよびFacebookで発信した。 | |
| | | | | ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲）【秘書・広報課】 | ホームページリニューアル業務の公募型プロポーザルを実施する。 | 公募型プロポーザルを実施した。 | |
| | | | ☆ | Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲）【空港・観光課】 | 池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。 | 44件の池田市に関する情報を投稿した。 フォロワー数 5,693名。 | |
| | | | | 消防Facebookページによる情報発信（再掲）【消防本部予防課】 | 消防に関する情報を50回以上発信する。 | 消防に関する情報を37回発信した。 | |
| | | | ☆ | 「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲）【教育政策課】 | Facebookフォロワーの増加を目指す。 | フォロワー数 26名。 | |
| | | | | ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）【子ども・若者政策課】 | 恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。 | ウェブサイト、LINE、twitter、Facebookで子育て情報やイベントの案内等を発信した。 | |
| | | | | 「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲）【発達支援課】 | 市民の登録及び活用の向上を図る。 | 登録者数 876名。 | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年9月末時点における取組状況 | 備考 |
|----|-----|-------|----|-------------------------------------|--|---|----|
| | (3) | | | 情報セキュリティ対策の高度化 | | | |
| | | | | ① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。 | | | |
| | | | | 情報システム運用基準の整備【総務課】 | 社会保障・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシーの周知を行い運用体制の整備を行う。 | 情報セキュリティポリシーの周知徹底に努めた。 | |
| | | | | ② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。 | | | |
| | | | | 住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施【総務課】 | 監査・自己点検を実施するとともに、研修をはじめとした啓発活動を行うことで、職員のセキュリティに対する意識の向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。 | 5月に内部監査を実施した。また、4月に新規採用職員28人に向けセキュリティ研修を実施した。 | |

【資料】用語解説

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|-----------------|--|-------|
| あ行 | | |
| 池田くらしの情報 | 「広報いけだ」に掲載の記事から在住外国人向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。 | 7 |
| 一般会計 | 市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。 | 1、2 |
| 大阪発“地方分権改革”ビジョン | 大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。 | 19 |
| 大阪府域地方税徴収機構 | 個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。 | 15、19 |
| 公の施設 | 地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。 | 10 |
| か行 | | |
| 会計年度任用職員 | 地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことです。 | 3 |
| 観光大使 | 本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、中川憲治氏（大相撲中川部屋親方）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。 | 7 |
| 基幹系システム | 住民情報システム全般のことです。 | 20 |
| 共同利用施設 | 大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集会や学習などの場として設置した施設のことです。 | 11 |
| 暮らしの便利帳 | 本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことです。 平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世界に配布されました。 | 5 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|-------------|---|---------|
| グラフィけだ | 本市の地図のことです。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載した刊行物で、主に転入者に配布しています。 | 5 |
| 形式収支 | 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のことです。年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。 | 1、3 |
| 経常収支比率 | 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で用途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。 ◎経常収支比率（％） ＝〔経常経費充当一般財源〕 / 〔経常一般財源〕 × 100 | 1、2 |
| 権限移譲 | 住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。 | 19 |
| 現年徴収率 | 現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。 | 14 |
| 公共施設等総合管理計画 | 公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。 | 11 |
| 公的個人認証 | インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。 | 22 |
| 声の広報 | 視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。 | 7 |
| 個別施設計画 | 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。 | 11、12 |
| さ行 | | |
| 債権管理条例 | 本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行財政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のことです。債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。 | 15 |
| 財政調整基金 | 経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。 | 1、2 |
| 歳入 | 国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。 | 1、14、16 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|------------|--|-------|
| 再任用職員 | 定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。 | 8 |
| 実働職員数 | 本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。 | 1、2 |
| 指定管理者 | 「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。 | 10、11 |
| 事務事業評価 | 本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にししながら、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。 | 13 |
| 住民情報システム | 主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。 | 20 |
| 情報セキュリティ監査 | 情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。 | 22 |
| た行 | | |
| 滞納管理システム | 滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムのことです。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。 | 14 |
| 多言語版生活ガイド | 転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を掲載しているガイドブックのことです。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ふりがな付きの日本語の4言語で作成しています。 | 7 |
| 地域分権制度 | 市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のことです。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。 | 9 |
| 長寿命化計画 | 今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のことです。 | 12 |
| 低区配水池 | 昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設のことです。 | 12、13 |
| 都市計画法施行条例 | 市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことです。 開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。 | 19 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|---------------|--|-------|
| 都市再生整備計画 | 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことです。 | 12 |
| 豊能地区広域観光推進協議会 | 地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことです。 【会 員】箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、箕面市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会 | 18 |
| 豊能地区市長・町長連絡会議 | 豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことです。 | 18 |
| な行 | | |
| 内部情報系システム | 自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。 | 20 |
| 任期付短時間勤務職員 | 原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことです。 | 15 |
| は行 | | |
| 働き方改革 | 「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すための取組のことをいいます。 | 1、3 |
| パブリックコメント手続 | 行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。 | 8 |
| 原田処理場 | 大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町における各市町の一部もしくは全て）の下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています） | 12、14 |
| ふくまる教志塾 | 本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。 | 6、21 |
| 普通会計 | 一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。 | 3 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|------------|--|---------|
| 法定外公共物 | 里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。 対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。 | 16 |
| 北摂市長会 | 豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。 | 18 |
| 母子健康管理システム | 母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことです。 | 20 |
| ま行 | | |
| まちづくり出前講座 | 市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。 10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。 | 6 |
| ら行 | | |
| 立地適正化計画 | 人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。 | 12 |
| 臨時財源補てん | 財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。 本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。 | 1、3 |
| 類似団体 | 人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、沖縄市、小樽市などがあります。 | 3 |
| A～Z | | |
| AI | アーティフィシャル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。 | 9、10、20 |
| e-lkeda_s | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。 | 6、21 |
| ESCO事業 | エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要な投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減で賄うことが基本となります。 | 12 |
| GIS | 地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。 | 20 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|---------|--|-------|
| lkeda_s | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。 | 6、21 |
| PayB | 電子決済サービス的一种で、払込票に印刷されたバーコード等をスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、事前に登録した銀行口座から支払いを行うアプリのことです。 | 14 |
| RPA | ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。 | 9、20 |
| SNS | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことで、FacebookやTwitterが代表例です。 | 6、21 |



令和2（2020）年3月 発行

池田市行財政改革推進プランⅢ

令和元年度 中間報告

発行 池田市

編集 池田市総合政策部行財政改革推進課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

T E L : 072-754-7003（直通）

H P : <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp